

## 廃棄物・リサイクル対策に関する提言

廃棄物・リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 総合的な廃棄物政策について

- (1) 多様な廃棄物に係る低コストのリサイクル技術を開発するとともに、リサイクル製品の流通体制の確立と需要の拡大を含めた総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。
- (2) 有害性・危険性などの視点から都市自治体による処理が困難な一般廃棄物について、処理過程における安全性が確保されるよう製造事業者の責務を明確にするとともに、製造事業者による製品の引取り及び処理について、法整備を行うこと。
- (3) 放置された産業廃棄物を早期に撤去するため、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の延長も含め、撤去等に係る財政措置の拡充等を行うこと。
- (4) 都市自治体が保管するPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理に要する費用に対し、財政措置を講じること。
- (5) 都市自治体を実施する不法投棄の監視強化対策に係る財政措置の拡充を図ること。
- (6) 不法投棄等の不適正な処分を防止するため、違法な不用品回収業者に対する取り締まりを強化するための必要な措置を講じること。
- (7) 乾電池や蛍光灯などの有害ごみについて、デポジット制の導入を図ること。
- (8) 適正な回収ルートで集められた古紙のみが製紙原料となるよう、必要な措置を講じること。

### 2. 廃棄物処理施設等について

- (1) 循環型社会形成推進交付金について、所要額を確実に確保したうえで、廃棄物処理施設の整備をはじめ基幹的改良や修繕等に係る支援措置を更に充実させるとともに、災害廃棄物用ストックヤードの整備事業を交付対象とするなど、都市自治体の実情に即したものとなるよう見直すこと。

また、減額措置を講じることなく、都市自治体の要望額の満額を交付すること。

- (2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするなど、財政措置の拡充を図ること。

また、当該施設の設置に関し、地域での紛争を回避するための必要な措置を講じること。

- (3) 廃棄物の最終処分場の確保について、必要な支援策を講じること。

### 3. 家電リサイクル制度について

- (1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う「前払い制」の仕組みに改めるとともに、消費者が預託するリサイクル費用を事業者が適正に管理運用できる仕組みを構築すること。

また、対象品目の更なる拡大を図ること。

- (2) 不法投棄された廃家電製品に係る処理等については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が費用負担や撤去、運搬、処理等を義務付けること。

### 4. 現在検討されている小型電気電子機器リサイクル制度について

- (1) 当該リサイクル制度の構築に当たっては、循環型社会づくりの基本理念である拡大生産者責任の原則に基づき制度設計を行うこと。

また、都市自治体をはじめ関係者等と丁寧に協議を行い、理解を得たうえで制度設計を行うこと。

- (2) 費用負担については、国の責任において確実に財源を確保するとともに、都市自治体に新たな財政負担が生じる場合については、国がその全額を負担すること。

- (3) 市民や都市自治体に混乱を生じさせることなく、当該リサイクル制度を円滑に実施するため、国の責任と負担において、周到な事前準備と普及啓発・広報を行うとともに、十分な準備期間を確保すること。

### 5. 容器包装リサイクル制度について

- (1) 拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、都市自治体と事業者等との役割分担及び費用負担を適切に見直すこ

と。

- (2) 容器包装リサイクルに係る費用について、十分な財政措置を講じるとともに、容器包装の範囲の周知徹底、飲料用容器等のデポジット制及びリターナブル容器の普及等により、容器包装の発生抑制を図ること。
- (3) 設計段階から容器包装等の軽量化・分別・リサイクルに配慮した仕様等を事業者には義務付けるとともに、プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品についても再資源化に向けた検討を行うこと。
- (4) プラスチック製容器包装の再商品化手法について、自治体の意向が反映されるよう見直しを行うこと。

#### 6. 東日本大震災関係について

- (1) 復旧の妨げとなっている災害廃棄物の迅速な処理を推進するため、災害等廃棄物処理事業に係る費用の全額を国が負担すること。
- (2) 災害等廃棄物処理事業費補助金の交付対象とされている損壊家屋等の解体処理事業について、解体工事の対象となる家屋等の認定基準を明確化するとともに、事務の簡素化を図ること。